

事務連絡  
令和2年6月8日

通所介護事業所 管理者様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所の介護報酬等  
の臨時的な取扱いについて（通知）

日頃、本県の介護保険行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための要請による休業や  
自主的な休業等により、通常とは異なるサービス提供を行う場合の介護報酬算  
定上の取扱いに関して、通所介護事業所から問い合わせが多く寄せられたこと  
から、下記のとおりお知らせします。

なお、本通知による取扱いは、今後厚生労働省の通知等により変更が生じる  
場合がありますことを申し添えます。

記

（参考） 関連する国の通知

- ① 令和2年2月24日付け厚生労働省老健局事務連絡  
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨  
時的な取扱いについて（第2報）」
- ② 令和2年4月7日付け厚生労働省老健局事務連絡  
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨  
時的な取扱いについて（第6報）」
- ③ 令和2年4月10日付け厚生労働省老健局事務連絡  
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨  
時的な取扱いについて（第8報）」

## 1 電話による個別機能訓練実施に関する加算の取扱いについて

参考の①で準用されている「令和元年台風 19 号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」に基づいて、利用者等の同意を得た上で有資格の機能訓練指導員が、訓練内容を電話により指示し、利用者の状態を確認する等の個別機能訓練を実施したと認められる場合、加算の算定が可能です。

なお、訪問によるサービス提供や電話による安否確認により基本報酬を算定する場合には、事前に利用者等の同意が必要となりますので、個別機能訓練を電話で実施することについても、事前に利用者等の同意を得てください。  
(参考の②、③を参照してください。)

同様に、個別機能訓練加算の算定要件である 3 月に 1 回以上の居宅訪問についても、利用者等の同意を得た上で電話による実施に替えることが可能です。

## 2 送迎減算の適用について

参考の①の別紙 1 の 2 の※に基づいて、予め居宅サービス計画に送迎の利用が位置付けられている利用者に対して、訪問によるサービス提供又は電話による安否確認を実施した場合については、送迎減算を適用しないことが可能です。

なお、1 と同様に、電話や訪問によるサービスの提供は利用者の同意が必要となります、送迎減算の不適用についても、事前に利用者等の同意を得てください。

## 3 職員の配置について

人員基準の柔軟な取扱いが可能であるのは、職員の子供等が通う学校の休校、職員の発熱、通所サービスと訪問サービスを組み合わせて実施する場合等、一時的かつやむを得ない場合に限りますので、基本的には予め定められた人員基準を遵守するようお願いいたします。

## 4 本通知の適用時期

6 月のサービス提供から

担当 介護指導第 1 班・第 2 班  
電話 (東部) 054-221-2979  
054-221-3282  
(中部) 054-221-3243  
(西部) 054-221-2531